

公益財団法人練馬区文化振興協会役員および評議員の報酬等および費用 に関する規程

(平成24年3月16日規程第4号)

最近改正 令和8年6月25日規程第14号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人練馬区文化振興協会（以下「協会」という。）の定款第13条および第27条の規定に基づき、役員および評議員の報酬等および費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費含む。）、交通費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 協会は、役員および評議員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、別表第1に定める1人あたりの年度総額の範囲内で、評議員会において決定する。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等への出席の都度、別表第2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし練馬区に常勤する者については報酬を支給しない。
- 4 協会職員を兼務している非常勤役員については、理事会等への出席時に協会職員としての報酬が支給されているときは、非常勤役員の報酬を支給しない。
- 5 評議員の報酬は定款第13条に定める金額の範囲内で、別表第3に基づき支給する。ただし練馬区に常勤する者については報酬を支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員の報酬等の支給方法等は、正職員の例による。

- 2 非常勤役員および評議員の報酬は、勤務した当日に支給する。ただし、その月のうち相当日数の勤務をする場合は、当月分をまとめて支給することができる。

(就任または退任時の報酬)

第5条 月の初日以外の日において、新たに選任された常勤役員に支給する当月分の報酬の額は、第3条第3項に基づいて定める額を当該月の週休日（公益財団法人練馬区文化振興協会正職員等就業規則（昭和57年9月規則第6号）第32条に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）以外の日の数で除して得た額に、その者が役員となった日から月の末日までの週休日以外の日の数を乗じて得た額とする。

- 2 常勤役員が退職または死亡したときは、退職した常勤役員に支給する当月分の報酬の額は、第3条第3項に基づいて定める額を当該月の週休日以外の日の数で除して得た額に、月の初日からその者が退職した日までの週休日以外の日の数を乗じて得た額とし、死亡した常勤役員に支給する当月分の報酬の額は、第3条第3項に基づいて定める額とする。

(賞与の支給等)

第6条 常勤役員に対しては、賞与を支給する。

- 2 賞与の額は、常勤役員の報酬月額に、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の120を乗じて得た額とする。
- 3 常勤役員の退職にあたっては、退職手当を支給しない。

(通勤手当)

第7条 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給するものとする。

- 2 通勤手当の額および支給方法に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

(費用の弁償)

第8条 協会は、役員および評議員がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

- 2 費用の弁償の額および支給方法については、正職員の例による。

(公表)

第9条 協会は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

付 則（平成24年3月16日規程第4号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 財団法人練馬区文化振興協会役員の報酬および勤務条件等に関する規程（昭和57年9月1日規程第15号）は、廃止する。

付 則（平成26年2月27日規程第18号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成28年2月18日規程第2号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成30年2月5日規程第5号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月1日規程第5号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和3年6月11日規程第10号）

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

付 則（令和8年6月25日規程第14号）

この規程は、令和8年6月25日から施行する。

別表第1（第3条関係） 常勤役員の報酬

役職	年度総額（1人あたり、賞与を含む）
理事長、副理事長、専務理事、常務理事	12,000,000円以内

別表第2（第3条関係） 非常勤役員の報酬

役職	報酬日額（1人あたり）	年度総額（1人あたり）
理事	10,000円	70,000円
監事	10,000円	70,000円

別表第3（第3条関係） 評議員の報酬

役職	報酬日額（1人あたり）	年度総額（1人あたり）
評議員	10,000円	60,000円